

議第 2 2 号 呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 1 4 年総務省令第 2 4 号。以下「対象火気省令」といいます。）の一部改正（令和 7 年総務省令第 1 0 1 号による改正）を踏まえ、簡易サウナ設備に係る設置基準等について、所要の規定の整備をします。

2 改正の内容

(1) 簡易サウナ設備に係るもの

現行の呉市火災予防条例（昭和 3 7 年呉市条例第 1 9 号。以下「火災予防条例」といいます。）及び改正前の対象火気省令において、サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備）の設置基準は、浴場、宿泊施設等の建物内に固定式の設備として設置することを想定した内容になっています。しかしながら、近年のサウナブームを背景に全国で増加している簡易サウナ（テントやバレル（木樽）の外装と放熱設備を組み合わせたもの）は、屋外その他の直接外気に接する場所に設置されることから、熱が外部に逃げやすく、低温着火（※）が生じにくいなど、建物内に設置するものとは異なる特性を持っています。このことから、改正後の対象火気省令に準じ、現行の火災予防条例においてサウナ設備とされているものを、簡易サウナ設備（屋外等に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備）と一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備）に分け、簡易サウナの特性に応じた設置基準を新たに設けます。

※低温着火とは、長時間熱を受けることで水分が蒸発して炭化状態となった木材が、内部の熱の蓄積により、比較的低い受熱量で着火する現象をいいます。

参考 テント型サウナ室の例



バレル型サウナ室の例



放熱設備の例



※ 総務省消防庁ホームページ「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」資料から引用

(2) 住宅における火災の予防の推進に係るもの

近年の大規模地震時において、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー（地震の揺れを感知し、自動的に電気を遮断する装置）の普及促進を明記します。

3 施行期日

令和8年3月31日